

名古屋市告示第612号

事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第2項の規定に基づき、事業者から金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る事後調査結果中間報告書（工事中）（その2）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和6年12月13日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名古屋港管理組合

名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 大村秀章

名古屋市港区港町1番11号

(2) 国土交通省 中部地方整備局

国土交通省 中部地方整備局長 佐藤寿延

名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 NUP・フジサワ丸の内ビル

2 対象事業の名称及び種類

金城ふ頭地先公有水面埋立て

公有水面の埋立て

3 対象事業の実施予定地

名古屋市港区金城ふ頭三丁目地先公有水面

4 事後調査結果中間報告書の提出年月日

令和6年12月6日

5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎 5 階）

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

令和 6 年12月13日（金）から同月27日（金）まで。ただし、地域環境対策課及び港区役所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課及び港区役所

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課